

国際コンファレンス アジア市場の統合と金融革新

セッション4：アジア金融インフラの革新 ～新しい決済システムのあり方について～

店頭デリバティブ取引及び金融市場インフラの問題に関する IOSCO によるイニシアティブについて

タジンダー・シン

証券監督者国際機構 (IOSCO) 事務局次長

概要

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、G20 の目標である店頭 (OTC) デリバティブ市場の透明性の確保、システミック・リスクの軽減、市場濫用からの保護を実現するため、他機関と共同で、店頭デリバティブ市場改革に関する勧告を策定している。また IOSCO は、金融市場インフラのための原則の策定にも取り組んでいる。

IOSCO は、店頭デリバティブ取引に関して、必要な場合には他機関と共同で取引所又は電子的プラットフォームを通じた取引に関する報告書と、店頭デリバティブデータ (取引情報) の報告及び集約の要件に係わる報告書を公表してきた。2012年2月に東京で開催される専門委員会の会合では、清算集中義務の対象取引及び対象者について勧告をまとめることを目指す。このほか IOSCO は、店頭デリバティブの仲介業務に対する規制の基準の策定や、清算集中されないデリバティブのマージン規制に関する問題について検討を続けている。

金融市場インフラに関しては、支払い・決済システム委員会 (CPSS) と共同で、金融市場インフラのための原則 (FMI) の最終報告書を作成している。本原則における金融市場インフラとは、システミックな影響の大きい資金決済システム、清算機関 (CCP)、証券集中振替機関、証券決済システム、取引情報蓄積機関の総称である。IOSCO は、同原則の実施状況に関する評価方法も合わせて確定することを目指している。また、破綻処理、金融市場インフラ間のアクセスとリンク、当局間の協調、取引情報蓄積機関のデータへのアクセスに関する問題についても検討している。

IOSCO は、上記の問題に対応するため、店頭デリバティブに関するコーディネーショングループに積極的に参加しているほか、金融安定理事会やその他の基準設定機関等と密接な連携を図っている。